

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案要綱

第一 奄美群島振興開発特別措置法の一部改正

一 奄美群島振興開発特別措置法の目的に奄美群島の自立的発展を追加すること。 (第一条関係)

二 奄美群島振興開発基本方針

1 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、奄美群島の振興開発の意義及び方向等について定める奄美群島振興開発基本方針を定めるものとする。 (第二条第一項及び第二項関係)

2 奄美群島振興開発基本方針は、奄美群島が我が国の自然環境の保全、海洋資源の利用等に重要な役割を担っていることにかんがみ、奄美群島の地理的及び自然的特性を生かし、その魅力の増進に資するような振興開発が図られるべきことを基本理念として定めるものとする。 (第二条第三項関係)

3 奄美群島振興開発基本方針は、平成十六年度を初年度として五箇年を目途として達成されるような内容のものでなければならぬものとする。 (第二条第四項関係)

4 国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣は、奄美群島振興開発基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、奄美群島振興開発審議会の議を経るとともに、関係行政機関の長に協議しなければなら

ないものとする。

(第二条第五項関係)

三 奄美群島振興開発計画

1 鹿児島県は、奄美群島振興開発基本方針に基づき、奄美群島振興開発計画を定めなければならないものとする。

(第三条第一項関係)

2 奄美群島振興開発計画は、奄美群島の島ごとの地理的及び自然的特性、人口及び産業の集積の状況その他の特性に応じた振興開発が図られるよう定めるものとする。

(第三条第三項関係)

3 奄美群島振興開発計画は、平成十六年度を初年度として五箇年を目途として達成されるような内容のものではないものとする。

(第三条第四項関係)

4 鹿児島県は、奄美群島振興開発計画を定めようとするときは、あらかじめ、奄美群島内の市町村に対し、当該市町村に係る奄美群島振興開発計画の案を作成し、同県に提出するよう求めなければならないものとする。この場合において、当該求めを受けた市町村は、単独で又は共同してその案を作成し、及び提出することができるものとする。

(第三条第五項関係)

5 鹿児島県は、市町村の案の提出を受けたときは、奄美群島振興開発計画に当該案の内容をできる限

り反映させるよう努めるものとする。

(第三条第六項関係)

6 鹿児島県は、奄美群島振興開発計画を定めようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣に協議し、その同意を得なければならないものとする。 (第二条第七項関係)

四 配慮規定

国及び地方公共団体は、奄美群島における医療の充実、農林水産業の振興、地域間交流の促進及び人材の育成について適切な配慮をするものとする。

(第六条の三第七項、第六条の五、第六条の十及び第六条の十一関係)

五 独立行政法人奄美群島振興開発基金の設立

1 独立行政法人奄美群島振興開発基金は、奄美群島振興開発計画に基づく事業に必要な資金を供給すること等により、一般の金融機関が行う金融を補完し、又は奨励することを目的とすること。

(第十一条関係)

2 基金の資本金、役員の数、職務及び権限並びに任期について所要の規定を設けること。

(第十三条から第十六条まで関係)

3 基金は、1の目的を達成するため、次の業務を行うものとする。 (第十七条関係)

ア 奄美群島において奄美群島振興開発計画に基づく事業を行う者又は奄美群島に住所若しくは居所を有する者が金融機関に対して負担する債務の保証を行うこと。

イ 奄美群島において奄美群島振興開発計画に基づく事業を行う事業者に対する事業資金の貸付けを行うこと。

ウ ア及びイの業務に附帯する業務を行うこと。

4 基金の業務の委託、利益及び損失の処理についての特例、長期借入金、奄美群島振興開発債券の発行等について所要の規定を設けること。 (第十八条から第二十一条まで関係)

六 奄美群島振興開発特別措置法の有効期限の延長

奄美群島振興開発特別措置法の有効期限を五年間延長すること。 (附則第一項関係)

七 その他

基金は、平成十八年三月三十一日までの間、国土交通大臣及び財務大臣の認可を受けて、奄美群島における産業の振興開発のために必要な事業を行う事業者に対する当該事業に必要な資金の出資の業

務を行うことができるものとする。

(附則第十二項関係)

第二 小笠原諸島振興開発特別措置法の一部改正

一 小笠原諸島振興開発特別措置法の目的に小笠原諸島の自立的発展を追加すること。(第一条関係)

二 小笠原諸島振興開発基本方針

1 国土交通大臣は、小笠原諸島の振興開発の意義及び方向等について定める小笠原諸島振興開発基本方針を定めるものとする。

(第三条第一項及び第二項関係)

2 小笠原諸島振興開発基本方針は、小笠原諸島が我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、自然環境の保全等に重要な役割を担っていることにかんがみ、小笠原諸島の地理的及び自然的特性を生かし、その魅力の増進に資するような振興開発が図られるべきことを基本理念として定めるものとする。

(第三条第三項関係)

3 小笠原諸島振興開発基本方針は、平成十六年度を初年度として五箇年を目途として達成されるような内容のものでなければならぬものとする。

(第三条第四項関係)

4 国土交通大臣は、小笠原諸島振興開発基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、小笠原諸島

振興開発審議会の審議を経るとともに、関係行政機関の長に協議しなければならないものとする。

(第三条第五項関係)

三 小笠原諸島振興開発計画

1 東京都は、小笠原諸島振興開発基本方針に基づき、小笠原諸島振興開発計画を定めなければならないものとする。

(第四条第一項関係)

2 小笠原諸島振興開発計画は、平成十六年度を初年度として五箇年を目途として達成されるような内容のものでなければならないものとする。

(第四条第三項関係)

3 東京都は、小笠原諸島振興開発計画を定めようとするときは、あらかじめ、小笠原村に対し、小笠原諸島振興開発計画の案を作成し、東京都に提出するよう求めなければならないものとする。

(第四条第四項関係)

4 東京都は、小笠原村の案の提出を受けたときは、小笠原諸島振興開発計画に当該案の内容をできる限り反映させるよう努めるものとする。

(第四条第五項関係)

5 東京都は、小笠原諸島振興開発計画を定めようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、

その同意を得なければならないものとする。この場合において、国土交通大臣は、同意をしようとするときは、関係行政機関の長に協議しなければならないものとする。 (第四条第六項関係)

四 配慮規定

国及び地方公共団体は、小笠原諸島における農林水産業の振興、医療の充実、地域間交流の促進及び人材の育成について適切な配慮をするものとする。 (第十三条の四から第十三条の七まで関係)

五 小笠原諸島振興開発特別措置法の有効期限の延長

小笠原諸島振興開発特別措置法の有効期限を五年間延長すること。 (附則第二項本文関係)

第三 その他 (附則)

この法律の施行期日を定めるとともに、所要の経過措置等の規定を設けること。